

法令及び判例ニュース  
(N.º 2-09)

A.)- 法令  
ブラジルの租税体系〔その2〕

租税徴収自治体 (União= 連邦、 Estados=州 と Municípios=郡) が課税徴収できる主要租税は次の通りとなる。

I. 一連邦(União Federal)

1.1. – 輸入税 [Imposto de Importação(II)]

現行輸入税に関する規則は 66 年の行政令 ( Decreto Lei ) n.º 37 により規定された内容がベースとなり追加修正がされたものである。

a.- 納税者は外国製品の輸入業者或いは競売で不正輸入或いは放棄された輸入品を競落した者 (Arrematante) となっている。

b.- 納税義務 (Fato Gerador ) の発生は輸入品の通関時点であり、輸入申告書 (Declaração de Importação) へ輸入品、数量、金額等更に輸入税の計算内容等を記載し輸入税を支払う。

c.- 普通、課税対象金額は輸入品の通関手続をする港での自由取引価格 (Ad-Valorem) となっているが、輸入品の CIF 価格を租税納入用のドル、レート (Dolar Fiscal) でブラジル通貨(real)へ換算した金額を基に税金額を計算している。又、輸入品によっては最低金額をベース或いは競売での競落価格ベースとした計算方式も適用される。

d.- 税金の計算に使われる関税率は外部共通関税表(TEC= Tarifa Externa Comum)の税率を適用するが、生活必需品は税率が低いか又は免税となっている。しかし、贅沢品等は税率が高く制定されえている。例 機械タービン (84.06) 14% 装飾品(71.13) 18% 乗用車(87.02) 35%

e.- 輸入税は輸入品の通関の際に連邦租税徴収書(DARF)へ記入し市中銀行へ支払う方式が採用されている。

f.- 一般に輸入業者の代理人であるオツナカ (Despachante Aduaneiro) が通関に関する全て事務手続と処理、租税の支払い等を代行するが、租税上の全責任は納税者が継続して負うことになる。

g.- 地域開発、輸出向け工業製品の製造或いは国産品の無い新製品の製造等に必要とする機械設備には減税或いは免税制度が適用できる。

h. - 更に、輸出向け工業製品の製造に必要な素材、部品、コンポーネント等の輸入は輸出契約金額の 40%を限度として Draw-Back [免税] の適用ができる。

i.- 旅行者がブラジル国内へ持ち込む身回り品、衣類、装飾品、靴等、金額 US\$ 500,00 (航空便) までの商品、更に免税店で購入した商品は免税となる。

B.)- 判例

#### PIS/COFINS の課税対象額 ( BASE DE CALCULO)

最高裁判所長官(MINISTRO GILMAR MENDES)は今年 2 月中に PIS/CONFINS [社会保険向け納入金] 課税金額の計算ないに企業が受け取る売上金に含む ICMS 金額を入れるべきか決論を出すと声明した。

PIS/CONFINS は企業の総収入(RECEITA BRUTA)に対し 9,25%課税されるが、売上金額 (FATURAMENTO) には州税である商品とサービスの流通税 (ICMS) 約 15%相当金額(州外取引の税率は 12% と州内取引は 18%の課税となっているが、売上金額に含む ICMS 額は企業により異なる為、ここでは約 15%で試算した)を含んおり、従って、売上金の約 1,3875%が PIS/CONFINS 税金負担額といえる。

最高裁判所は既に RE 240.785/MG の裁判で多数決で、売上金に含む ICMS 額は納税者の収入でなく (各州の税収入) PIS/COFINS の課税対象外との判決を下している。

今回審議されている案件は連邦政府弁護士局(ADVOCACIA GERAL DA UNIÃO)が PIS/COFINS 法の合憲性の審議を申請した内容あるが、現在まで既に最高裁所の 6 名の判事が納税者へ有利な結論を出しており、大きな期待が寄せられている。

しかし、99 年の法令(Lei n.º 9868) の第 27 条に法令の違憲性の判決を下す際には、法律の確実性と社会的な影響を鑑み、3 分 2 以上の採決で、判決文の有効起算日を制定することが出来ると成っている。もし、最高裁判所が判決文の公表から有効となる条件を付けると、過去 5 年間( 租税法上の時効 )に納入した ICMS 込みで支払った PIS/COFINS 金額の回収或いは相殺が出来なくなるリスクが考えられる。

企業は本件について租税関係専門弁護士等へ相談し対策を検討する余地があると思われる。

SP.02-02-09

Flavio T. Oshikiri

Ohno& Oshikiri Advogados

Tel. (11) 3068-2053

Flavio@ohno.com.br.